

# 会員証発行手続きの仕方(新入会員用)



「一般社団法人 日本映画テレビ技術協会」では、会員の皆様に協会『会員証』を発行しております。

『会員証』の有効期間は一律1年、毎年の発行となります。

**ご入会の際は、入会金・年会費・会員証発行費の合計金額をお振り込み下さい。**

会員証の有効期限は、＜2017年4月～2018年3月＞（1年間）です。

会員証手続きについての必要事項に記載もれが無いようお願い致します。万一、記載もれ及び申し込みの不備がありますと、発行が遅れる場合もありますのでご注意ください。

なお、新入会員の会員証の発行は、定例理事会で承認されてからとなります。

2017年6月現在、東京都・愛知県・大阪府・京都府・福岡市・神奈川県・宮城県・札幌市・埼玉県・千葉県・広島県・兵庫県・奈良県・愛媛県・香川県・高知県及び徳島県の各都府県市の生活衛生同業組合加盟映画館では、チケット窓口で本協会の会員証を提示することにより、割引料金で購入できます。

## ◆ 会員証の手続き方法 ◆

顔写真のデータを下記の要領でお送り下さい。

データの送信：JPG形式・1MB以内、縦1,024×横768ピクセル程度。

本人のみの顔がはっきり写っている背景無地・正面向きの写真であれば携帯の写メ、証明写真用ではない写真でも受付可能です。

下記の必要事項をメールに明記の上、送信 → 送り先：[info@mpte.jp](mailto:info@mpte.jp)

## ◇ ◇ ◇ 協会 会員証の手続きについて ◇ ◇ ◇

会員氏名

ローマ字

自宅住所 〒

& 電話番号 ( )